

ひだか病院【産休・育休代替】会計年度任用職員募集要項

◎ 募集職種

職 種	採用予定人員
精神科作業療法士 (パートタイム)	1 名

勤務時間：月～金 8時30分～17時15分のうち、週32.5時間以内（相談のうえ決定）

任用期間：1会計年度（4月1日～3月31日）期間内の有期雇用

※会計年度任用職員（産休・育休代替）は、産前・産後休暇、育児休業等を取得する職員の代替として任用する会計年度任用職員です。育児休業等を取得する職員の代替となるため、任用期間は産前・産後休暇、育児休業等に応じたものとなり、その期間が変更となった場合は、任用期間が短縮又は延長となる場合があります。その職員の育児休業等の期間が複数年度にまたがる際には、勤務成績や病院の状況等を考慮したうえで、次年度において再度の任用を行う場合があります。

◎受験資格

作業療法士の有資格者で、精神科作業療法に従事できる方

《受験ができない人》

○地方公務員法第16条の規定により次のいずれかに該当する人

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

（注）日本国籍を有しない人で就労が制限されている在留資格の人は採用されません。

◎申込書類

1. 申込書兼履歴書（写真貼付）

※指定の様式となります。ホームページからダウンロードしA4サイズで印刷してください。

2. 受験職種免許証の写

◎申 込 先

〒644-8655（ひだか病院専用郵便番号）

和歌山県御坊市藺116番地2

ひだか病院 庶務課

◎申込受付締切

定員に達し次第終了

※ 持参の場合は土日祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで

（郵送の場合は封筒の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書き、必ず書留若しくは簡易書留で郵送してください。）

◎試 験 日 受付後相談のうえ決定

◎試験場所 ひだか病院 診療管理棟3階 会議室

◎試験内容 書類審査 面接

※ 問い合わせはひだか病院庶務課 TEL0738-22-1111 内線7312まで

◎勤務条件等

各種条件	内容
任用開始日	相談のうえ決定
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項
任用期間	1 会計年度（4 月 1 日～3 月 3 1 日）の期間内 ※任用期間は対象職員の産前・産後休暇、育児休業等に応じたものとなります。産休・育休期間が変更となった場合は、任用期間が短縮又は延長となることがあります。 ※休業等の期間が複数年度にまたがる際は、勤務成績や病院の状況等を考慮したうえで、次年度において再度の任用を行う場合があります。 ※採用は全て条件付きで、原則として採用から 1 ヶ月間を良好な成績で勤務したときに初めて正式採用となります。再度任用した場合も同様です。
手当等	期末手当・勤勉手当（6 月、12 月に支給）（支給要件有、採用月によって支給額は変動します） ※上記の他、通勤手当、時間外勤務手当等が規定に基づき支給されます。
勤務時間	原則、月～金・午前 8 時 30 分～17 時 15 分（休憩 1 時間）のうち、週 3 2. 5 時間以内で相談のうえ決定
給与または報酬	時間給 1,390 円
休暇制度	年次有給休暇、特別休暇、育児休業等があります。
福利厚生	健康保険（和歌山県市町村職員共済）、厚生年金保険、雇用保険等 ※一定の要件を満たす場合に加入します（法定どおり）。
服務	地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。 ○パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、以下の場合は認められませんのでご注意ください。 ・兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合 ・兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合 ・兼業を行うことによって御坊市外五ヶ町病院経営事務組合の信用を損なうおそれがある場合